

厚生労働大臣が定める掲示事項及び施設基準の概要等

(令和8年6月1日現在)

当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を実施している保険医療機関です。

開設者：医療法人札幌ハートセンター 理事長 鹿島 由史

医療機関名：札幌心臓血管クリニックとよひら

管理者：院長 大川 洋平

診療科目：循環器内科

診療時間：月曜 火曜 木曜 金曜 午前 9 時 ~ 12 時 午後 1 時 30 分 ~ 5 時

水曜 午前 9 時 ~ 12 時

日曜 午前 9 時 ~ 11 時

▶ 当院は北海道厚生局長に以下の届出を行っております

1) 基本診療料の施設基準等に係る届出

外来感染対策向上加算 電子的診療情報連携体制整備加算3 (初・再診料)

2) 特掲診療料の施設基準等に係る届出

C T 撮影及びMRI 撮影 心臓ペースメーカー指導管理料の注5に規定する遠隔モニタリング加算 心不全再入院予防継続管理料3 外来・在宅ベースアップ評価料() 外来・在宅ベースアップ評価料()の注5 外来・在宅ベースアップ評価料()1 外来・在宅ベースアップ評価料()1の注5及び注6

3) 酸素の購入価格に関する届出

▶ 明細書発行体制について

当院では、医療の透明化や患者さまへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても明細書を無料で発行しております。

なお、明細書には使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されますので、その点を御理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希

望されない方は会計窓口にてその旨お申し出下さい。

▶ 保険外負担に関する事項

当院では、証明書・診断書・その他保険外負担につきまして、その書式や利用数に応じた実費のご負担をお願いしております。消費税を含めた金額は以下のとおりです。

1) 診断書・証明書料（診断料金及び検査料金が別途かかります）

一般診断書（当院書式）	3,300円
死亡診断書 1通目	5,500円
2通目以降は1通につき	3,300円
生命保険関係診断書	5,500円
身体障害診断書	5,500円
障害年金診断書	5,500円
領収証明書（半年以内）	550円
領収証明書（半年以上）	1,100円
○通院証明書	3,300円

2) その他保険外負担に係る費用

紙おむつ（テープタイプ）	90円
紙おむつ（パンツタイプ）	90円
平おむつ	50円
尿パット	40円
○診療記録の複写費用	1枚 50円
○画像フィルム写真	1枚 1,000円
○画像CD複写費用	1枚 3,000円

▶ 一般名処方加算について

当院ではジェネリック医薬品（後発医薬品）の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。その中で、当院では後発医薬品のある医薬品について特定の商品名ではなく薬剤の成分を基にした一般名処方を行う場合があります。一般名処方とはお薬の商品名ではなく、お薬の有効成分を処方せんに記載することです。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合でも患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。一般名処方についてご不明な点などがありましたら当院職員までご相談ください。

なお後発品のある先発品(長期収載品)について、患者さん自らが長期収載品を選択した場合、後発医薬品との差額の一部を「選定療養費」として自己負担していただくこととなります。

➤ 長期処方・リフィル処方箋について

当院では、患者さんの状態を踏まえ医師の判断により28日以上 of 長期の投薬を行うこと又はリフィル処方箋を発行することが出来ます。

➤ 長期収載品の選定療養費について

令和6年度診療報酬改定に伴い、後発医薬品（ジェネリック医薬品）がある医薬品について、患者さんのご希望により先発医薬品（長期収載品）を処方・調剤する場合には、選定療養として特別の料金をご負担いただく制度が導入されています。

この制度は、医療保険財政の適正化および後発医薬品の使用促進を目的としています。

なお、医師が医療上必要と判断した場合や、後発医薬品の供給状況等により変更が困難な場合などは、対象外となることがあります。

ご不明な点がございましたら、職員までお尋ねください。

➤ 電子的診療情報連携体制整備加算について

当院ではオンライン資格確認等システムを活用し、取得した診療情報等を診療に活用しています。また、電子的診療情報連携体制整備加算に係る体制として、以下の体制を整備しております。

- (1) オンライン請求を行っております。
- (2) オンライン資格確認を行う体制を有しております。
- (3) 医師等が診療を実施する診察室等において、電子資格確認を利用して取得した診療情報等を閲覧・活用できる体制を有しております。
- (4) マイナンバーカードの健康保険証利用の使用において、ポスター掲示・声かけを行っております。

当院は、マイナ保険証の利用促進を通じて、医療DXを推進し、質の高い医療の提供に努めております。